



収め忘れはありませんか？

憲法に規定されているように『納税』は、国民の『三大義務』のひとつです。

税金は、私たちの生活する上で欠くことのできない道路や学校など、多くのものに活かされており、共同社会を支える貴重な財源であり、税の収入が落ち込むと、町民みなさんからの多種多様な要望や施策の実現が困難になります。

町税の滞納の要因としては景気の低迷もそのひとつと考えられていますが、これは奥尻町に限ったことではありません。

『景気が悪いから…』、『売上が減ったから…』、『仕事がなくて…』、『漁がなくて…』などを理由に、『景気が良くなったら納める』、『漁があったら納める』、『あの人が納めてないから私も納めない』などと言う方も一部にいますが、決してそういう理由は許されるものではありません。

憲法に定められた納税義務を果たし、その上で権利を主張することこそが、民主主義、共同社会の基本です。

大多数の優良納税者が、一部の滞納者によって不利益を被ることは、決して許されることではないのです。

共同社会の基本原則を忘れずに、毎月の必要経費の中に「税金」を含め、計画的な納税をお願いします。

今月は、『町・道民税第4期と国民健康保険税第6期』の納める月です。

役場及び青苗支所では、12月30日(月)まで業務を行っています。

年末は金融機関の窓口が大変混雑しますので、金融機関の利用者はなるべく12月20日(金)までに納めていただくようお願いします。

◆12月は町税の納税推進強調月間です◆

国民健康保険税を除いて、ほとんどの税金の最終納期が過ぎていますので、町税の年内完納をお願いします。
なお、未納者には電話や文書による催告のほか、徴収職員が各戸訪問しますので、納税にご協力ください。

固定資産税

家屋の新築や増築、取り壊しについて…

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在で建っているものに課税されます。

「新・増築をした場合」、「取壊しをした場合」は、住民課税務係に連絡をお願いします。

1. 新・増築をした場合

住宅、店舗、納屋、車庫などの家屋を新築・増築された方は、平成26年度から新たに固定資産税が課税されます。

課税の基準となる評価額を算出するため、担当職員が家屋調査させていただきますので、完成後お早めにご連絡ください。ご都合の良い日を相談のうえ、調査を実施します。

2. 取り壊しをした場合

家屋の一部、または全部を取壊した方、年内に取壊す予定のある方は、現地調査を行いますので、ご連絡をお願いします。

取壊した建物については、翌年度から固定資産税が課税されなくなります。

土地の税額が変わることもありますので、お早めにご連絡ください。

すでに法務局（登記所）に取壊しの登記手続きをされた方は、連絡の必要はありません。



納税に便利な 口座振替

◆口座振替とは

町税・国民健康保険税・各種使用料などが、預金口座から自動的に納入される方法です。

この方法には、次のような利点があります。

- ▼納入のためにわざわざ出かける必要がありません。
- ▼家族の方が納める町税等も同一口座から引き落としが可能です。
- ▼うっかり納入期限を忘れてしまうことがなくなります。

※残高不足等で引き落としできなかつた時は、不能通知書を送付します。

◆口座振替できるものは？

町・道民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、住宅使用料（公営住宅）、水道使用料、下水道使用料、介護保険料などです。

◆取扱い金融機関は？

江差信用金庫奥尻支店、ひやま漁業協同組合奥尻支所、町内各郵便局です。

◆申し込み手続きは？

取扱い金融機関、または役場・青苗支所で、預金通帳使用の印鑑を持参して手続きをしてください。

■お問い合わせ

役場住民課税務係

☎213407番

12月の納税お早めに！

今月は、『町・道民税第4期と国民健康保険税6期』の納める月です。
役場及び青苗支所では、12月30日(月)まで業務を行っています。
年末は金融機関の窓口が大変混雑しますので、金融機関の利用者はなるべく12月20日(金)までに納めていただくようお願いします。

ネットで申告 e-Tax

●国税庁HPから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信することができます。

●添付書類を提出省略

所得税の申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。

※確定申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求められることがあります

■詳しくは 国税庁ホームページで → www.nta.go.jp【確定申告】

平成24年度	現年分収納率
町・道民税	98.93%
固定資産税	97.42%
軽自動車税	98.09%
国民健康保険税	94.07%

税の書道展

11月11日から17日までの「税を考える週間」行事の一環として『小学生の税の書道展』が海洋研修センターで開催されました。

この書道展は、税の意義を子どもたちに学んでもらおうと奥尻町租税教育推進協議会（会長・奥尻小学校長）と江差税務署長が共催して、毎年開催しているもので、町内各小学校児童から、84点の作品が寄せられました。



金賞と銀賞に次の6名の児童の作品が入賞されました。

- ◆金賞「ぜい」 菊地 玖洵 くん(宮小4年)
- ◆金賞「納税」 杉山 健太郎 くん(奥小4年)
- ◆金賞「振替納税」 森田 太洋 くん(青小6年)
- ◆銀賞「ぜい」 坂本 拓己 くん(青小3年)
- ◆銀賞「振替納税」 高田 柊 くん(奥小6年)
- ◆銀賞「振替納税」 押見 くれあ くん(青小6年)